

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局医事課  
医師等医療従事者働き方改革推進室

「医師の働き方改革に関するQ & A」等について（周知依頼）

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年4月1日施行の医師の働き方改革に関する医療法改正について、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の一部の施行等について（医師の働き方改革関係）」（令和6年4月1日付け医政発0401第12号）により改正法等の内容について通知し、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の一部の施行等（医師の働き方改革関係）における運用上の留意事項について」（令和6年4月1日付け事務連絡）により、その法等の運用上の留意事項についてお示ししたところです。その後寄せられた疑義照会等を踏まえて、この度、別添1のとおり「医師の働き方改革に関するQ & A」を作成しましたので、お示しいたします。

また、特定対象医師における勤務間インターバル及び代償休息の基本的な考え方について別添2のとおり、医師の働き方改革に係る通知等について別添3のとおり整理しておりますので、参考としていただき、十分ご了知の上、医療機関における改正医療法等の施行や勤務環境改善の取組推進のため、管内の医療機関への周知を御願いたします。

いきいき働く医療機関サポートWebにも掲載しておりますのでご参考ください。

<医師の働き方改革に関するQ & A公開リンク>

いきいき働く医療機関サポートWeb 「役に立つ情報」ページ

<https://iryuu-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/Info02>

(照会先) 厚生労働省医政局医事課  
医師等医療従事者働き方改革推進室  
TEL 03-5253-1111 (内線 4416)  
瀬部